

I 「特殊教育」から 「特別支援教育」へ

1 なぜ特別支援教育か

障害のある子どもの教育をめぐるのは、近年のノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化及び多様化の中で、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりのほか、地域の実情を踏まえた学校や地域づくりと教育の地方分権の進展等さまざまな状況の変化が見られる。現在、盲・聾・養護学校においては、約43.5%（肢体不自由養護学校においては約74.8%）の児童生徒が重複障害学級に在籍しており、医療・福祉関係機関と一層の連携が求められている。また、平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている者が約6%程度の割合で存在する可能性（注1）が示されており、これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育における喫緊の課題となっている。

〔特別支援教育〕

一方、障害者施策全般については、平成15年度を初年度として10年間を見通した障害者関連施策の基本的な方向を盛り込んだ新しい「障害者基本計画」が平成14年12月に閣議決定された。この「障害者基本計画」は、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、10年間に構すべき障害者施策の基本的方向について定めたものであるが、この中において、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うと共に、LD・ADHD・高機能自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが基本方針として盛り込まれている。また、平成5年12月に公布された障害者基本法は障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている法律ですが、平成16年6月に一部改正され、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害してはならない旨が規定されたほか、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同

Q

ADHD／授業における工夫

ADHD（注意欠陥／多動性障害）の児童生徒に対して授業（指導・支援）をどのように工夫したらよいのでしょうか。通常の授業や取り出し授業における工夫について教えてください。

1 学習環境の整備と通常の授業における接し方や指導方法の工夫が大切

(1) 全体的な工夫

① 学習するための前提条件の整備

落ちつきがなかったり、注意を集中できなかったり、攻撃的だったりする行動の背景に学習するための基本的な前提条件（生活面）が整っていないことがあります。これらの条件を整えることで、かなり ADHD の症状が緩和されることがあります。家庭の協力を得て睡眠時間（就寝・起床時間）の確保や朝食をしっかりと取るなど、基本的な前提条件を整えましょう。

② 座席

注意が集中しやすく、担任の指示が出しやすいように、前列や教師の近くの座席にします。窓際の席は外部刺激の影響を受けやすいので避けましょう。

③ 教室の環境

注意をそらさないよう、必要以外のものは机や教室から取り除きましょう。また、低学年の段階で、教科書、ノート等を机上にどう配置するとよいか、ノートをどのように押さえるとずれなくて書きやすいか、机の中はどのように整理すると必要なものがすぐに取り出せるかなど、基本的なことを繰り返し指導して習慣化します。

④ 指示の仕方

単純明快、簡潔な言い方を心がけましょう。具体的に何をしたらよいのかを先に示してから、その理由を話したほうがわかりやすいことがあります。図や文字に書いて視覚的に提示することも有効です。

⑤ 行動のルール

衝動性を押さえるために、担任とのルールを決めておきます。発言するためのルール、気持ちが興奮してきたときのルール、待っているときのルールなどです。小学生では、ルールが守れたらごほうびシールをあげるなどの方法が効果的です。

Q

保護者への理解啓発

特別支援教育について、どのように保護者に対する理解啓発を進めていけばよいでしょうか。

1 障害のある子どもの家族への理解と啓発には、適切な順序と正確な情報発信、コミュニケーションが必要

特別支援教育においては、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒をその対象として含みます。こうした児童生徒は、環境によってはなかなかその障害特性がみえにくく、正確な見立てが遅れることもしばしばです。その意味では、従来の特殊教育よりも、就学以降に初めて障害が疑われ、判定が行われるという事態が増えることが想定されます。その場合、教員が気付いた「問題」が、教員の力量や子ども観、学級・学年運営のあり方に起因する「問題視」ではなく、児童生徒の発達特性であるという認識を、家庭と学校が共有することが最初の大きな課題となります。校内委員会から専門家チームの指導につなげる場合にも、保護者の同意に基づく必要があります。この場合、まず何よりも学校から家庭へのコミュニケーションが、「学校ではできない」「この子がいると困る」というメッセージになってしまうことを避けなければなりません。すべての子どもに対して、学校がなし得る最善に向けて努力するという前提を打ち出し、そのためには各種の専門的なサービスが学校に集約される必要があること、そこには就学前の経過なども含めた情報が必要になること、だからこそ保護者の協力を得たいということ、適切な順序で発信していく必要があります。

〔特別支援教育〕

障害のある児童生徒の保護者の願いとは、究極的には二つに集約されます。一つは障害状況をできる限り改善したいという願いであり、もう一つはより高度のサービスをできる限り地域生活に密着した形で受けたいという願いです。特別支援教育はこの二つを両立させるために構想されたシステムであるということもできます。実践としてこの二つのねらいを実現するためには、多様なサービスの組み合わせが必要になります。そこでは学校にできることとできないことの見極めと、学校にできることについてどのような校内資源の組み合わせができるのか、という判断が必要になります。これらの点について保護者に正確に説明することが大切であると考えられます。

Q

小・中学校との連携

小・中学校とどのような連携システムを構築すればよいのでしょうか。

1 地域のセンター的機能を生かした連携

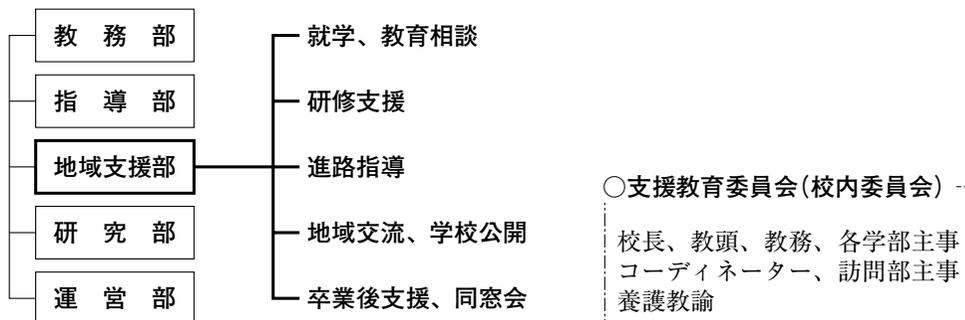
盲・聾・養護学校は、その専門性を生かして地域の小・中学校に対し、求めに応じて児童生徒や保護者に教育相談を実施したり、教育についての支援を行うことなどが重要です。具体的な連携内容としては、次のようなことが考えられます。

- ・教育相談…就学相談や教育相談の実施（来校相談、電話相談、訪問相談等）
- ・教育支援…教員への支援、巡回による指導、個別の教育支援計画の策定支援
- ・研修機能…授業研究の支援、校内研修会の講師、事例検討会の参加
- ・理解啓発…体験学習、交流教育や居住地校交流、作品展の実施
- ・施設等の提供…施設の解放、教材、教具の貸し出し

なお、実際の活動については、各学校の実情や地域の状態に応じて、誰が、何を、どのような方法で進めていくかを総合的に判断し、対応することになります。

小・中学校との連携を効果的に図るためには、盲・聾・養護学校における校内の組織体制を整えることが必要となります。つまり、地域から理解され、活用されるには、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」）が中心となって進めますが、学校全体で協力し、役割を明確にしてチームで対応することが必要です。校務分掌組織がよりよく機能するために、ある養護学校では次のような組織構成で取り組んでいます。

〔特別支援教育〕



2 養護学校における連携の活動例

多くの盲・聾・養護学校がその充実に向けて、小・中学校との連携に取り組んで

●特別支援教育を視野に入れた学校経営●

特殊学級、通級指導教室等のない 学校でできる支援

東京都〇〇区立〇〇小学校	
教員数	23
児童数	561
学級数／通常学級	17

(平成16年5月現在)

キーワード

学習につまずいている児童／学習支援教室／個別の指導計画
特別支援委員会（校内委員会）／特別支援教育コーディネーター

◆ねらい

通常の学級に、学習につまずいたり、友達関係をうまく築くことができなかりして、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がかなりの割合で存在することが、国や東京都の調査でも明らかになった。本校でも同様の調査を実施したところ同じような結果が出た。

また、新1年生の中に、離席する、教師の話が聞けない、トラブルが絶えないなどの児童がおり、個別の指導が必要と思われた。その困難さの程度は、通級による指導が適当であると思われたが、家庭の事情で通級が困難であったので、校内で指導できる体制を工夫することになった。その結果、個別指導や少人数指導が可能な「学習支援教室」を設置することに発展していった。将来、特別支援教室が各校に設置されるようになれば、この教室は発展的に吸収されるものと思われるが、国語・算数などの基礎的な学習につまずいている児童の指導の場は、どのような名称になるうとも必要であろう。

〔特別支援教育〕

◆内容・方法

1 子どもたちの現状

問題は1年生の学級が落ち着かないところから始まった。離席する、教師の話が聞けない、トラブルが絶えないなどの子どもたちが複数存在し、担任の教師一人では指導が困難な状況が生じた。

特に落ち着きのない子どもの中に、LD、ADHD、高機能自閉症等が疑われる子どもがおり、その児童に周囲の複数の児童が影響されて事態が大きくなっている現状

めていく必要がある。支援が必要な児童に対する差別や偏見があってはならないからである。また、指導の必要性に気付いた時点で、保護者の理解を得て、早期に支援を始めれば、それだけ児童にとっても負担が軽減し、学習する喜び・充実感を味わえるのである。

② 取り出し指導での配慮事項

在籍する学級の指導中に取り出し指導を行うので、基本的には、在籍学級の時間割に合わせて、国語の時間には国語を指導するような工夫をしている。しかし、調整が困難な場合もあり、その場合は欠ける指導内容が偏らないようにする。小集団で指導する場合、基本的には同学年の児童で構成しているが、児童の特性をみながら、メンバーを変えたり、個別に切り替えたり、臨機応変に対応している。

◆成果と課題

- ① 少人数または個別で指導することにより、その児童の課題に合わせた内容なので、一人ひとりに学習意欲が出てきたことが第一の成果である。
- ② 12名で出発した教室であったが、通級をためらっていた保護者からも希望が出てきて、4か月間に17名に増えてきているのはうれしいことである。
- ③ 通常の学級担任と特別講師の打ち合わせをする中で、児童を一人ひとりみていくことの大切さを、通常の指導に生かそうとする教員が少しずつ増えてきている。
- ④ 一人の指導時数が現在は週当たり2時間程度であるが、希望する児童が増えたり、児童の実態に合わせてみると、指導時数に幅が必要になってくる。そのときの指導者の確保が必要である。また、現在の特別講師の継続性の確保が必要になってくる。
- ⑤ 現在は余裕教室の一部に、机といすが置いてあるだけの状態である。今後、施設・設備（個別ブース、教材・教具、備品類）の充実が必要である。
- ⑥ 不登校の児童も対象にしていくことを考えているが、これは児童への働きかけだけでは困難であるので、スクールカウンセラーなど他機関の専門家との連携が今後ますます必要になってくると考えている。